

保 護 者 様

海士町教育委員会教育長
(公印省略)

就学援助費支給制度のお知らせについて

日頃から教育行政について、ご理解ご協力頂きまして誠に有難うございます。さて、海士町教育委員会では、お子さんを小中学校へ通学させるにあたり、経済的な理由等によって給食費や学用品費など、学校での学習に必要な費用の支払いに援助が必要な場合、その一部を補助できる制度がございます。(詳細は別紙参照)

補助の対象となるのは、特別支援学級在籍児童生徒または、下記の【準要保護の条件】のいずれかの項目に該当される場合です。就学援助費支給を希望される場合は、海士町教育委員会担当者まで下記の提出書類をご提出ください。また、不明な点がある場合も担当者までご連絡ください。

※申込みの締切は、令和3年5月24日(月)です。

- ・ご家庭の事情が変わった場合等は、年度初めに限らず年間通して受け付けます。
- ・希望された場合は、教育委員会で書類等の審査を行い認定の可否を決定します。

記

【提出書類】

- ・就学援助費申請書
- ・同意書

【準要保護の条件】

○現在、次のいずれかに当てはまり、生活に困っている方

- (1) 生活保護が停止又は廃止になっている。
- (2) 町民税の非課税又は減免の扱いを受けている。
- (3) 下記の事項において減免の扱いを受けている。

《個人事業税》、《固定資産税》、《国民年金の掛金》、《国民健康保険の保険料》

- (4) 児童扶養手当を受けている。
- (5) 世帯更生資金貸付制度による貸付を受けている。
- (6) その他経済的に児童生徒が就学困難となる特別な事情がある場合。

海士町教育委員会共育課
担当：志賀
TEL：2-1222
FAX：2-1633